

令和 8 年度鳥取県原子力防災訓練（船舶避難）実施要領

1 目的

鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編）等において、バス・乗用車による避難を中心としつつ、船舶による避難を補完的手段として位置付けており、国土交通省の協力を得て、実施手順の確認、船舶への乗船、降船手順の確認及び港湾使用に係る関係機関等との調整方法等の確立及び検証を行うことを目的とする。

2 主要訓練項目

- （１）船舶避難に係る関係機関との実施手順の確認
- （２）船舶避難時における住民対応の確認及び課題の抽出

3 実施日時

令和 8 年 7 月 1 8 日（土） 1 3 : 3 0 ~ 1 5 : 0 0

4 実施場所

境港市（境港・栄町物揚場）、米子市（淀江漁港）

5 実施機関等

- （１）実施機関
鳥取県、国土交通省中国地方整備局境港湾・空港整備事務所
- （２）参加船舶
港湾業務艇はくしゅう
- （３）訓練参加者数
約 2 0 名（住民約 1 2 名）

6 訓練想定

- （１）島根県東部で震度 6 弱の地震が発生
- （２）島根原子力発電所において、トラブルが発生し、避難指示が発令。
- （３）地震等により避難路が損傷し、陸路による避難ができないため、国交省船舶により淀江漁港への避難を実施。
- （４）下船後、バスにより、東部・中部の避難所へ避難する。

7 訓練内容

参加者は各集合場所に集まった後、バスで港へ移動する。その後、国交省船舶へ乗り込み、避難を実施する。

8 訓練ふりかえり

訓練終了後、訓練のふりかえりを行い、教訓を抽出する。

9 訓練の中止

災害の発生又は発生のおそれがある場合は、状況により訓練を中止する。詳細は次のとおりとする。

(1) 中止の決定基準

訓練は、晴雨にかかわらず実施するが、鳥取県内において、次の事態が発生した場合は訓練の中止を判断する。

- ア 県内で大規模事故及び警報以上の気象情報等が発令された場合
- イ 防災関係機関が、災害による警戒体制以上の配備を必要とする場合
- ウ 鳥取・島根両県内で震度 5 弱以上の地震が発生した場合
- エ 海上状況等により、出航等ができない場合
- オ その他危機事案発生等により開催できない場合
- カ 危機管理部長が中止と判断する場合

(2) 決定方法

訓練日前（2 日前程度）からの気象予測等及び訓練当日の気象状態等を見て、危機管理部長が国土交通省中国地方整備局境港湾・空港整備事務所と協議の上、決定する。

(3) 訓練中止の最終決定時刻

- ア 訓練開始前
訓練前日午後 5 時とする。
- イ 訓練当日
ア以降は、気象情報、波高等に基づき、午前 9 時に判断。

(4) 連絡方法

- ア 訓練中止決定後は、すみやかに別途作成する連絡系統図等に基づく電話・FAX・メール・HP 掲出で連絡する。
- イ 県職員へは、参加者メールリストによりメールで連絡する。
※中止決定は、午前 9 時半までに連絡するので、連絡がない場合は、予定どおり実施する。

10 その他

(1) 記録については、県職員で対応する。

(2) 各機関の服装は次のとおりとする。

- ア 県関係者
防災服
- イ 防災関係機関
各機関が指定する服装とする。
- ウ 一般参加者
長袖（着脱しやすいもの）、長ズボン、帽子を基本とする。
※可能な限り肌の露出を控えた服装とし、サンダル履き厳禁

(3) 新規事項

今年度は、国土交通省所管船舶を使用し多様な機関との連携を図る。また、淀江漁港を使用して訓練を行い、より円滑な避難の方法を検証する。

(参考1) 当日スケジュール

時間	内容	備考
	【想定】避難指示	避難実施要領（案）の決定
	一時集結所集合	一時集結所に集合したとの想定
	一時集結所発	バスで移動
13：30	境港・栄町物揚場着	乗船手続き等
13：50	はくしゅう発	
14：55	淀江漁港着	
15：05	淀江漁港発	東部・中部の避難所に向かう想定で、バスで帰路 【船舶避難訓練終了】